

# 三月革命期プロイセンにおける 自由主義者の市民的経済思想

— E. バウムシュタルクの場合 —

柳 澤 治\*

---

## 《論文要旨》

三月革命の中で発足したプロイセン国民議会は、プロイセン国民が強く求める基本的人権をはじめとする憲法の制定に全力を傾けた。そこで作成された憲法草案は、1848年12月の欽定憲法に、さらにそれを通じて1850年1月の欽定憲法に大きな影響を与えた。プロイセン議会の憲法制定過程において支配的な力を行使したのは、議会の多数派、穏健な自由主義を主張する自由派（Liberalen）であった。ベルギー憲法（1831年）をもモデルにして作成されたその原案は、国民の基本的権利を中心に、西欧的近代的な特徴を備えていた。本稿はそのような草案作成に際して影響力を示したプロイセン自由主義者の市民的自由主義的な思想の歴史的特質を解明するために、自由派の論客として憲法委員会に関与した、E. バウムシュタルクに注目し、彼の市民社会認識と自由主義的スミスの経済思想を分析する。

**キーワード：**ドイツ三月革命、プロイセン憲法、自由主義者、市民的経済思想、E. バウムシュタルク、A. スミス

---

## はじめに

日本の明治憲法（1889年）の作成過程で軌範となったといわれるドイツ

---

\* 東京都立大学名誉教授、元明治大学政治経済学部専任教授

のプロイセン欽定憲法（1850年1月）は、三月革命（1848年）の挫折後の反動期にプロイセン国王によって制定された憲法であったが、その前提となったのは、1848年5月以来プロイセン憲法制定議会（die zur Vereinbarung der preußischen Staats-Verfassung berufene Versammlung）が作成した草案をもとに、議会解散後、1848年12月5日に欽定されたプロイセン憲法であった<sup>(1)</sup>。プロイセン国民議会と呼ばれるこの議会は、プロイセン国民の権利をはじめ、プロイセンの社会・国制に関する基本法を制定することを目的としており、人々の要求と結びついた三月革命を集約する機関として位置づけられていた。1848年12月の欽定憲法はそのような国民の要望を背景とする国民議会の作成した憲法草案を土台にしていた。

1848年12月のこの憲法は、国王の権限を大幅に容認する君主制の原理に立脚していたが、同時に制約を伴ってはいたが、議会制の原理とともに、近代市民社会の本質ともいうべき人々の基本的人権を詳細に定めたことも事実であった。すなわち同憲法は、第2編「プロイセン人の諸権利」の第3条から第40条で、人身の自由、所有権の不可侵、信教の自由、言論・出版の自由、集会・結社の自由、学問・教育の自由、等々を規定した。これらの諸権利は、領邦絶対主義的な抑圧体制、またそれを支える古い封建的な社会的経済的関係の変革と不可分に結びついており、その実現は三月革命の中で人々が強く求めたものであった。1848年5月に発足したプロイセン国民議会は、この基本権に関する審議を憲法草案の最優先課題にし、その具体化に全力を注いだ。そこで作成された原案が1848年12月の、そしてそれを通じてさらに1850年の欽定憲法に影響を与えることになったのである<sup>(2)</sup>。

その憲法草案は、議会内に設けられた憲法委員会を中心にして、ベルギー憲法を参考にしつつ作成された。この委員会（委員24人）の委員長には、議会左派の民主派（Demokraten）に属するB. F. ヴァルデク（Waldeck, 1802-1870年）が選ばれ、そのためこの委員会はヴァルデク委員会と呼ばれ

ることになるが、しかし委員の多数を占めたのは穏健な自由主義を主張する自由派（Liberalen）の議員であった。基本的人権をはじめとする委員会の憲法草案の作成のために、民主派はもとより、この自由主義者たちも全面的に関与し、多数派として決定的な影響力を行使した<sup>(3)</sup>。周知のように基本的人権は、近代市民社会の本質的な原理を構成し、人々の社会的経済的な活動の自由の原則とも一体となっている。三月革命期のプロイセンの自由主義者の憲法草案への積極的な取組みの背景には、そのような市民社会の理念や社会的経済的自由の原理に対する彼らなりの認識が存在したはずである。本稿は自由派の中心的な論客、バーデン出身のグライフス大学教授 Ed. バウムシュタルク（Eduard Baumstark, 1807-1889 年）を取り上げ<sup>(4)</sup>、彼の自由主義的な市民社会の観念とそれに結びつく社会的経済的な思想を分析するものである<sup>(5)</sup>。

## I プロイセン憲法制定の基礎にある市民社会的観念

### — 国家学の転換と経済学 —

憲法委員会によって準備されたプロイセン憲法草案（いわゆるヴァルデク憲章）<sup>(6)</sup> は、1848 年 3 月のライン地方の自由主義的ブルジョアジー・ハンゼマン（D. Hanseman）の覚書<sup>(7)</sup>、カンプハウゼン（G. L. Camphausen）内閣〔三月内閣・ハンゼマン入閣〕の下で作成されたプロイセン政府案（5 月 20 日付）、フランクフルト国民議会で審議中のライヒ憲法草案、および 1831 年のベルギー憲法などを土台にしながらまとめられた<sup>(8)</sup>。ベルギー憲法は、上の政府案とライヒ憲法草案でも参考にされており、その自由主義的立憲主義的憲法思想は、ドイツの憲法制定過程でとりわけ重要な役割を果たした。プロイセン憲法草案は、こうして直接・間接に西ヨーロッパ型の市民的憲法の要素を取り入れることになるのであるが、それに関与した多数派の自由主義

者は、西欧的な市民社会思想に対していかなる観念を抱いていたか。

『ドイツ憲法史』の著者、R. フーバーは、プロイセン憲法委員会の委員の多くが法律の専門家、すなわち「法律家」(Jurist)であったと指摘している<sup>(9)</sup>。彼らは大学で法律・行政学を含めた国家学・官房学を学んでおり、彼らに対するこの学問分野の影響は小さくなかった。バウムシュタルクもハイデルベルク大学で国家学・官房学を学び、グライフス大学の国家学・官房学の教授となっていた。それではドイツの国家学・官房学は、憲法制定に結びつく西欧的な市民的な自由主義思想とどのような関係にあったのであろうか。

国家学 (Staatswissenschaft/Polizeiwissenschaft)・官房学 (Kameralwissenschaft) は、国家の法制・行政・政策・税制等に関する、ドイツ領邦国家の体制を支える統治の学として発展した。だがこの学問は18世紀から19世紀への移行期に大きな転換を経験する<sup>(10)</sup>。最大の変化は国家学(官房学を含む。以下同じ)の中にイギリス古典学派、とりわけA. スミスの経済学が導入され、国民経済学 (die Nationalökonomik, die Volkswirtschaft)・政治経済学 (die politische Ökonomie)・国家経済学 (Staatswirtschaftslehre) として急速な展開を示したことである<sup>(11)</sup>。スミスの経済学は市場経済と結びつき、市民の自立的で自由な経済・社会活動を重視する市民社会の観念を土台にしており、国家による経済活動への介入ないし干渉を前提とする旧来の国家学とは方向を異にし、それと対立する要素を内包していた。

たとえばスミス経済学の初期の受容者、G. フーフェラント (Hufeland, 1760-1817年) の1807年出版の著書『国家経済術の新しい基礎』<sup>(12)</sup> は、題名だけ見ると旧来の国家的な経済的技法・政策の書物のように思われるが、副題「財・価値・価格・貨幣および民富」に端的に示されているように、古典派経済学に立脚した経済学の成果に他ならなかった。彼が重視したのは国家権力の当事者とその制度的政策的な手段ではなく、経済活動の担い手とその活動的な「精神」や「観念」であった。

ハレ大学の国家学教授、L. H. ヤーコブ（Jakob, 1759-1827年）の著書もスミスの経済学を土台にしていた。フーフェラントの上の書物より2年前に発表され、版を重ねることになった彼の書物のタイトルは、『国民経済学原理』であった<sup>(13)</sup>。労働・生産、価値・価格、労賃・利潤の観念、国民の富の性質、民富の形成と展開に関するスミス経済学の基本的な認識を吸収し、論述したこの書物の中で、ヤーコブはスミスの『国富論』が国家学（Polizei-Lehre）や財政学の前提となり、それらに先行する新しい学問を生み出したと述べ、自身の学問を行政・財政を含めた国家学の付属物としてではなく、独自の意義を有する研究として位置づけた。彼は民富の形成を可能にする人々の経済活動の重要性を強調するとともに、その展開を阻害するさまざまな障害を問題として示し、古い封建的な諸関係や特権と独占に対して、人々の「人的自由」と「所有の自由」を対置させ、それにふさわしい法体制、国家的形態の実現を求めた。彼の経済学は経済活動への国家的制度的介入と結びつく旧来型の国家学とは対立する方向性を伴っていたのである。

スミスの経済学はドイツの大学の国家学分野でつぎつぎに受容され、やがてドイツ古典学派の潮流を形づくる。経済学は人々の自由な社会的経済活動が保証され、展開する市民社会の観念を前提としている。国家学の独自の分野として導入されたスミスの経済学の発展は、市民社会観念のドイツでの受容と継承でもあったのである。

「市民社会」（civil society, bürgerliche Gesellschaft）の観念は、A. ファーガスン（Ferguson）らスコットランドの啓蒙的思想と結びついて、18世紀後半のドイツで知られるようになっていたが、その観念が「家族」と「国家」のそれとともに、概念的に定式化されたのは、周知のように1821年のG. W. F. ヘーゲル（Hegel）の『法権利の哲学あるいは自然的法権利および国家学の基本的要綱』（Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse）においてであった。

この書物はタイトルが示すように、法（権利）の哲学であると同時に、「国家学」の要綱でもあった。ヘーゲルは国家学の枠組の中に西欧的な「市民社会」の概念を導入し、それに基軸的な位置を与えたのである。そしてヘーゲルによって「市民社会」の学問とされたのが、A. スミス、J. B. セー、D. リカードらの経済学、「国家経済学」（Staatswirtschaftslehre）であった。個人と社会、人々の欲求、その充足、そのための労働、そして自由と所有の認識は、ヘーゲルの市民社会論の根幹をなしている。ヘーゲルは国家学の体系の軸に市民社会を位置づけ、それを経済学に関連させた。そして市民社会の活力の原理として自由が本質的な意義を与えられた。領邦国家体制と一体となった旧来の国家学は大きく転換し、市民社会とその学としての経済学（「国家経済学」）の重要性が認識されたのである<sup>(14)</sup>。

ヘーゲルの上の認識は、スミスに注目し、国家学の枠を容認しつつ、しかし独自の分野として経済学を展開させようとした、フーフェラントやヤーコプらの観点到重なっていた。ハイデルベルク大学の国家学・官房学分野の教授、C. H. ラウ（Rau）の研究は、この学問のその後の展開を典型的に示していた<sup>(15)</sup>。彼は1826年に『政治経済学教本』第1巻（『国民経済学原理』）の初版を世に問い、以後その内容に加筆・補足を施しつつ版を改めて出版するのであるが、その中で彼が主張したのは旧来の国家学・官房学がめざした国家の経済への介入ではなく、経済活動の自由の実現であった<sup>(16)</sup>。

プロイセン憲法の制定に際して、穏健的ないし保守的な自由主義を代表する論客、バウムシュタルクはこのラウの指導の下、スミスの経済学から強い影響を与えられたひとりであった。以下、官房学の外見をとった彼の市民的自由主義的な思想を分析してみることにする。

## II バウムシュタルクの市民社会観念と自由主義的経済学

### 1. バウムシュタルクの履歴

バウムシュタルク<sup>(17)</sup>は、1807年に西南ドイツのバーデンで生れ、1825-28年にハイデルベルク大学で法律学・官房学をラウの下で学び、1828年に博士号を取得、私講師となって講義を担当した。後に憲法委員会の副書記として活躍する自由派の論客、P. ライヘンスペルガー (Reichensperger) も同じ頃ラウの指導を受け、バウムシュタルクの授業にも学生として出席していた。バウムシュタルクの主著『官房学体系』(あるいは『官房学エンチクロペディー』, Kameralistische Encyclopädie. Handbuch der Kameralwissenschaften und ihrer Literatur für Rechts- und Verwaltungs-Beamte, Landstände, Gemeinde-Räthe und Kameral-Candidaten, Heidelberg/Leipzig) が出版されたのは1835年である。3年後の1838年に彼はプロイセン北東の都市、グライフス大学の員外教授に招かれ、1842年に国家学・官房学の正教授に就任した。翌43年には同地の国家学・農業経済学専門アカデミーの理事長に就任した。1848年の3月革命の中、彼はグライフス市からプロイセン国民議会の議員に選ばれ、上述した憲法草案作成のための憲法委員会の委員となり、委員長候補となって、ヴァルデクに僅差(12:11)で敗れた。彼はまた国民議会に各地から送られてくる請願書を専門に担当する請願委員会(Petitions-Commission)の委員にも選ばれ、国民議会の本会議で請願内容に関する報告者の役割を果たした。革命挫折後は、大学に復帰するとともに、北ドイツ連盟のライヒ議会でも活動するようになり、1859年以降は貴族院にも所属した。

それでは、上のような活動の背景にあるバウムシュタルクの思想について先行研究はどのように見て来たか。彼はこれまで穏健ないし保守的な自由派

の論客として言及されるに止まっていたが、『1848年プロイセン国民議会の憲法制定』（1992年）の著者S. ベールは、そのバウムシュタルクが革命前から社会問題に関心を抱き、K. ロードベルトゥスとともに労働者階級のための協会の設立を試み、また1848年には新聞に、C. v. ロテックとC. ヴェルカーらの自由主義的思想に相応した立憲君主制を提起したと述べている<sup>(18)</sup>。

だが、彼はこれまでより多く経済学者として評価されてきた。彼は1835年に上記のように主著『官房学体系』を出版した後、次の年にリカードの『経済学と課税の原理』の翻訳を世に問うていた<sup>(19)</sup>。それ故ドイツ経済学史研究の第一人者、W. ロッシャー（Roscher）は<sup>(20)</sup>、バウムシュタルクをドイツにおける古典派経済学の最高潮期のひとりとして紹介し、リカードの翻訳に注目する。最新のドイツ経済学史、K. ブラント（Brandt）著『ドイツ経済学史』（1992年）<sup>(21)</sup>は、彼を重商主義から古典派経済学への移行を示す学者、またリカード翻訳者として位置づけている。だが両者はともに、それらの成果が具体的にいかなる意義をもったかについては説明を欠いた。

バウムシュタルクの経済学に積極的な評価を与えたのはK. トライブ（Tribe）<sup>(22)</sup>である。彼はバウムシュタルクがカメラリズムの特質を重視し、農業・製造業の状況や公的政策・行政に注目したことを評価し、彼がリカードら外国文献の単なる紹介者に止らず、国家と経済、国家学と経済学との関係を枠組として維持したことを成果とみなした。

だが、国家学・官房学の枠組を維持したバウムシュタルクの経済学が、何よりもイギリスの古典派経済学を継承しつつ、市民的自由主義的な経済活動の理念と結びつき、旧来の国家学・官房学が支える旧体制への批判の要素を包蔵していたことについては、これまでの研究では論ぜられることはなかった。以下、この点に留意しつつ彼の古典学派的な官房学の特質について見ていこう。

## 2. 経済学的認識とその市民的自由主義的特質 —『官房学体系』の分析—

主著『官房学体系』は、800頁近い大著である。本書は、短い序文と目次、「序論」、そして「本論」から構成され、本論は「一般経済論」(Allgemeine Wirtschaftslehre)と「経済学特論」(Besondere Wirtschaftslehre)とからなっている。本書は官房学を表題に示しているが、その内容は「経済学」であったのである。「一般経済論」の主軸は「営業的経済論」(Erwerbslehre)で、市場経済と結びついた生産・労働に関して、古典派経済学にもとづく理論的説明が展開されている。続いて短い「家政経済論」(Hauswirtschaftslehre)で、家政・ゲマインデ・国家の存立の原則が論述される。商品経済と絡み合いながらも、それと異なる非市場経済的な特性を備えた家政的共同体の諸関係への取組みが、スミスの経済学と結びついた「営業的経済論」と併存しつつ「一般経済論」を構成している点は特徴的である。

本論の後半「経済学特論」は、「市民的経済論」、ごく短い「自治体経済論」、「社会的公的経済論」から編成されている。「市民的経済論」は産業諸部門の論述を土台としており、「社会的公的経済論」は国民経済と国家経済とに関連づけられて、事実上、経済政策論と財政論が中心となっている。

彼はまず、18世紀後半の国家統治のための実用的な官房学(広義の国家学)は、経済学、行政・政治学(Polizeiwissenschaft)、財政学(狭義の官房学)の三つからなっていたが、本書では行政・政治学が除外されて、経済学が主体となっており、それは経済理論、経済政策論、財政論の三つから構成されていると述べる。彼の経済学は事実上、「国民経済学原理」、「経済政策論」、「財政学」の三分野を柱とするH.ラウの経済学体系を継承していた。

### (1) 市民社会の観点 — スミスの経済学の土台 —

バウムシュタルクは「序論」において、旧来の官房学を国家的行政・法制・

国庫・財政・官制機構など国家機構とそれに関わる学問と特徴づけ、18世紀末葉以降、その官房学から行政・政治学的要素が除外され、代って経済学が中心に据えられるようになったと指摘する。経済活動は個人の個別的活動としてばかりでなく、「市民社会全体」(ganze bürgerliche Gesellschaft)の観点から捉えられる。それはA. スミスをはじめとするイギリス経済学のドイツへの波及、またスミスらの経済学の土台にある政治・哲学思想としての市民社会論、とりわけA. ファーガソンの市民社会論の受容と結びついていた<sup>(23)</sup>。

彼はまず、「スミスの理論が立っている土台」、その「哲学的政治的側面」として、ファーガソンの市民社会論があると考え、その主著『市民社会史』(An Essay on the History of Civil Society, 1767)<sup>(24)</sup>が人々の関心を惹きつけていることを重視する。ファーガスンは、諸国民の歴史・地理を考察し、人間の形成過程、諸国民の興亡に関してそれらを哲学的な体系へと組み立てている。彼は人間の行為の動機、精神的道徳的な力、国民の幸せと豊かさについて論じつつ、政治に対する所有の概念や地理・慣習、人口、国民資産、市民的自由(bürgerliche Freiheit)、工業・工芸・学問の発展、営業・工芸の分化[分業]、文明的国民の習慣に関して論述を試みている、と。

バウムシュタルクは、ファーガスンが個人の行為の動機、すなわち利己的原則だけでなく、同時に精神的道徳的な共同的観念を重視し、市民社会における人々の社会的結合がそれによって保たれるとするその見方を高く評価した<sup>(25)</sup>。彼は、利己心、所有と資産、市民的自由が保証される市民社会に関するファーガソンの認識を継承し、それを経済学を柱とする新しい国家学・官房学の出発点に位置づけた。ファーガソンの「市民的自由」(civil liberty)論における市民の財産や人身の安全、それらの権利に関わる「自由」の観点<sup>(26)</sup>は、領邦政府の「統治」を目的とする旧来の国家学を内部から変質させる方向を含んでいたといえるだろう。

ファーガソンの上記書物は原本出版の次の年、1768年にいち早くドイツ語版が公にされていた<sup>(27)</sup>。ファーガスンだけでなく、D. ヒューム (Hume) や F. ハチスン (Hutcheson) の書物のドイツ語訳も早かった<sup>(28)</sup>。スコットランド啓蒙主義に対するドイツ人の関心が広がる中で、「市民社会」の観念は少しずつドイツに根をおろし始めた。そのような土壌の上にヘーゲルがいう「市民社会の学問」、スミスを代表とする古典派経済学が受容されたのである。

## (2) スミスの経済学の受容

彼は A. スミスの『国富論』の理論に注目し、スミスの経済学を工業主義的・一般経済的システムと名づけ、重商主義と重農主義から区別するとともに、その土台にある認識をこう要約する (S. 540f.)。

すべての財の究極の源泉は自然であるが、人間に生活用品と、その品目の増加のための準備 (Vorrathe), すなわち資本とを供給するのは労働である。「労働が財の価値を決定する。分業と資本が営業の生産的な効果を引き上げる。どの営業も障害からの差別のない自由に貢献する」(S. 545, Bem. 9)。

このシステムの創作者が A. スミスであり、スミス学派である。そしてスミスに先行する同じような考えをもつ人物は、J. ロック (Locke), J. ヴァンダーリント (Vanderlint), D. ヒューム (Hume) である、と彼は論じた。

バウムシュタルクは、以上のようにスミスの経済学を、労働が価値を決定し、分業と資本が生産の効率を引上げ、資本も労働によって供給される。そしてそのような経済活動は障害からの「自由」に役立つことになる、と理解し、それを工業主義的システム、さらに一般経済的システムとして評価した。注意すべき点は、スミスの経済学をロックやヒュームらの先行の思想家との歴史的関連の中に位置づけていることである。市民社会の観念と、労働や分業、資本に関わる経済学とが一体となって捉えられていたことがわかる。そ

してそのシステムに「障害からの自由」が結びつけられた。

スミスのシステムはドイツで広く受容された。バウムシュタルクは、G. ザルトリウス (Sartorius), A. F. リューダー (Lueder), C. J. クラウス (Kraus), ヤーコプ, フーフェラント, J. F. E. ロッツ (Lotz), G. F. G. アイゼレン (Eiselen), F. B. W. ヘルマン (Hermann), ラウ, K. S. ツァハリエ (Zachariä) ほかの書物をあげて、スミス経済学のドイツでの広がり強調した。

### (3) 人間の必要性と生産・労働・価値・価格 — 商品経済の原理 —

「一般経済論」における彼の経済学は、上記のドイツ人論者の多くと同様、人間の生存・存続のための経済的必要性の認識から始まる。そのためには経済的な取得、すなわち生産が不可欠となる。生産は素材の加工作業や肉体的労働によって行われる。彼はそれを「生産的経済論」として位置づける。

生産は経済的側面を有しており、新しい生産物によって、生産のために支出された費用 (Aufwand) と、その財に認められた価値の余剰 (einen Überschuß von Gütern anerkannten Werthes), つまり余剰価値とをつくり出す。この余剰価値が生産者に所有されることにより生産は完了する。(余剰価値は利潤であった)。こうして生産は、投下された費用と余剰価値 (= 利潤) の実現、生産者によるその取得に結びつけられる (§ 50 ff.)。この認識はスミス『国富論』の第1篇第6章の叙述に対応する。

生産の源泉・手段となるのは、自然と人間の労働および人間がこれまでに作り出した財=資本である。だが彼は自然に対して人間の労働を生産の決定的な要素とみなし、「これなしには自然は人間にとって無用であるばかりか有害ともなる」(S. 73) と述べる。労働を通じて人は自身の諸能力と身体を活用し、損害に対処し、自然の生産物の量と価値を向上させる、と (§ 53 ff.)。

人間によって獲得され節約された財が、生産に必要な第三の要素としての資本である。バウムシュタルクは、スミスの『国富論』とステュアートの『政治経済学原理の研究』とを注の冒頭に示してこのように論じた。

ついで、生産物の価値と価格について考察する。彼は価値を使用価値と交換価値とに区分し、使用価値なしには交換価値は成立しない、しかし取引において価格の前提になるのは後者の交換価値であると考え、スミスとリカードに依拠しつつ、交換価値を価値の評価と比較の手段とみなし、その前提として労働を置く。価格は労働の現実形態であり、労働の貨幣による名目価格である、と。

この認識は国民経済的観点と結びつけられて、再度強調される。彼はそこで交換価値を事実上無視するラウらの見解を批判する。彼はまず、スミスが消費や効用を軽視していると考える学者の見方を批判し、こう指摘する。使用価値は、人間の主体性ないし主観性という限定できない領域に属する観念である。使用価値は人によって異なっており、貧しいものと富めるものとで相違する。使用価値はせいぜい労働への動機、取得への原動力、交換価値の土台の一部としてのみ経済学の対象となる、と (S. 551, Bem. 3)。彼は、リカードが交換価値の源泉として希少性と効用価値とを考慮にいられたことを重視し、効用性はその財を取得のために必要な労働の質と量に対応し、その増加は財の交換価値の調整基準となる、と論じた。

さて、価格は買い手側と供給側のそれぞれの状況と関連の中で決定される。それを確認した上で、彼は供給側の価格における費用価格の役割に注目し、それをスミスの自然価格論に関係づけた。バウムシュタルクは、「本来的価格」はコスト（率）と利潤（率）から構成されると述べる。前者は商品の生産・調達に必要なすべての支出であり、労賃・企業家活動報酬・流動資本使用分金額・固定資本利用分金額、さらに利子・地代から構成される (S. 587)。市場での競争関係の中で定まる価格は、このコスト（率）を軸にして均衡す

る傾向にある、と。この論点は国民所得論、すなわち地代・労賃・資本利子・企業家産業利潤の論述に接続する。

#### (4) 商品経済的關係と家政的経済の併存

バウムシュタルクは上述したように、商品経済的關係に関わる経済的理論（「營業的経済論」）を重視した。だが彼は同時に「家政経済論」を基礎的理論の中に組み入れ、市民的な家族的経済生活＝家政、またゲマインデ（自治体）や国家における資産・収入、その維持と利用、会計の原則について論じ、旧来の官房学の要素を新しい学問としての経済学の中に吸収し、結合させようとする。

「家政経済論」で彼が重視したのは、家族的な社会關係や結合体であり、封建的領主制的な關係の現実であった。彼は、領主制的な關係の下で展開される、農村民の家族的共同体的な關係や生活のための独自の活動が、一方では市場経済的な関連と絡み合い、他方で商品経済とは異なる側面をもつと考えた。この観点は後進的な商品経済あるいは移行期特有の経済的特質を構造的に捉えることを可能にする点において重要である。

#### (5) 市民的経済論と自由主義的立場

以上の一般的理論的な考察を踏まえた「経済学特論」は、市民的経済論（第1編）、短い自治体経済論（第2編）および社会的公的経済論（第3編）からなる。中心は市民的経済論で、市民社会の土台となる社会的分業に焦点が合わされ、第一次産業（鉱山業・農業・林業）、加工業、流通業のそれぞれが詳しく論ぜられる。

第一次産業の中心は農業部門である。彼は農業生産が商品経済と結びついていることを重視し、余剰農産物の販売、そのための交通手段、そして労働者と資本の關係に注目する。農業生産はここでは「營業的経済」、また「市

民的経済」として捉えられた。

農業経営の発展は、商品経済的な経済活動の「自由」によって促進される。彼は農業における「経営の自由」(Freiheit des Betriebs)の意義を重視するとともに、それへの「制約」を問題にする。貨幣・現物形態の貢租(10分の1税等)、賦役、その他の義務である。それらは農業から「資本」の一部を奪い取っている、と指摘する。市民的経済の重要部門の農業に関してバウムシュタルクは、このように農業経営の自由を主張し、封建的諸賦課がそれに対して障害となっていると考えたのである。

市民的経済論の第2の柱は加工業論である。原材料、器具・装置(機械・原動機を含む)、ついで溶鉱・精錬業をはじめとする工業部門が考察される。彼は農業の場合と同様に、交通手段、労働者、資本の役割を重視し、ツンプト制がそれを制約していると指摘し、「営業の自由」(Gewerbefreiheit)・「経営の自由」を主張する(S. 437)。

「さまざまな土地領主制的・隷農制的拘束や政治的な性格を備えた制限とは別に、著しく重大なのがツンプト制である。それは(中略)共通の規約を用いて仲間でないものがその土地の境界の内部で営業を営むことを阻害している」。

以上のように彼が重視したのは、市民社会における人々の生存に必要な財(使用価値)の生産と、農業・工業部門を中心とする社会的分業関係、それを取りまく社会的な生産関係であった。彼は生産と結びついた経営活動の発展を重要視し、旧い束縛的な関係からの経営の自由、営業の自由を提起した。農民の諸負担の除去、「償却」によるその廃止と、ツンプト制の排除に関するバウムシュタルクの主張は、本書の後半の柱である社会的公的経済論における経済政策論においても繰り返される。彼の観点は旧来の国家学的な統治の支配的原理に対して明らかに対立した。

同時に彼は、経済活動を特徴づける「労働者と工業企業家」の関係に注目

し、「労働者問題」を最重要課題として位置づけた。彼は労働者の劣悪な労賃と企業家の「非人間的」な欲望、企業家の結託の問題性を強調した。しかし同時に彼は労働者の「友愛的団結」に対して反対し、それが労働者自身にとって不利益となると主張した。ツンフト制の廃止など営業の自由の主張は、企業家の結合と同時に、労働者の組手的連携に対する批判とも結びついていた。

#### (6) 国民経済的な観点に立った政策論

経済的特論のもう一つの柱、「社会的公的経済論」は、市民的経済活動に対する社会的・国民的ないし国家的な視点に立脚した経済論、すなわち政策論、財政論である。旧来の国家学・官房学の観点は大きく修正され、代わって「経済学的な国民経済的」な視点、「国家行政学的な経済政策論的」な観点、そして「国家経済学的な財政学的」な観点の3つの立場が設定された。

国家は諸個人と彼らの社会的結合関係によって成り立ち、国民経済のかたちをとった社会として捉えられる。国家は明らかに市民社会に重ねられ、市民社会を土台とする国民経済と結びつけられている。各人は働きや犠牲によって、国民経済の生産物に対して相応の配分を求める適正な要求を有している。国民経済学は従って国民自身による生産・分配・消費に関する学問ということになる。

彼は理論と現実との関係を重視した。前者では市民的な経済活動の国民的関連、相互作用とそのまとまり、その原因・作用・結果が問題となる。彼はそれを狭義の国民経済学とみなした。これに対して現実を対象とする経済学は、経済育成論・経済政策論として位置づけられ、その目的は領邦国家的な統治ではなく、国民の経済活動の「自律的」な関連の維持と促進にある。そのための原則・方法・制度・仕組みを検討することが課題となるのである。

国民経済的な観点の中心は、民富に関わる生産論・産業部門論・流通論

(分配論)であって、そこで彼は再度スミスのな労働価値論を高く評価し、交換価値を軽視する立場を批判する。それを踏まえて所有権の安全や分業、国民的資本、機械制、労働者の生活の劣悪化が論ぜられ、流通論では、価格と、労賃・資本利子・企業家利潤が考察される。

「労働なしには経済なし」とするバウムシュタルクにとって、「労働」・「労働階層」・「労働報酬」は最重要項目となる。彼の労働価値論は、労働する諸階層の問題への取組みと不可分の関係にあった。彼は自営的な労働階層（農業・手工業者）と賃金労働階層とを区分し、後者に焦点を合わせて、賃金労働者が受け取る労賃は、生活費・技能習得費・労働不能時の維持費用を含んでいなければならないと指摘する。他方、彼は企業家の利潤（営業利益）を、土地・労働・資本を結合させる労働に対する報酬とみなし、それを自営的営業者（＝中小生産者）の労働報酬に対応させた。彼は利潤を企業家の資質と精神的諸力の成果とみなし、リカードやミルは営業利潤と資本利潤とを区分していないと批判する（先に述べた余剰価値との関係は論ぜられない）。企業家の利潤に関する彼の理解はドイツ古典派の他の論者のそれと重なる。

続く人口・国民所得・経済諸部門に関する論述は、上述の「市民経済論」と大幅に重複する。同様に市民社会的・国民経済的視点に立って論ぜられる経済政策論の内容も、「市民経済論」での論点や主張と多くの面で重なり合っていた。先にも触れたように彼は国民経済のシステムを、重商主義、重農主義および工業主義の3つのタイプに分け、工業主義的システムの立場をロック、ヒューム、とりわけスミスと結びつけて積極的に評価し、その観点を労働価値論の理論的認識と、営業の「障害」からの「自由」、つまり経済的自由主義に関連づけた（S. 545, Bem. 9）。

#### (7) 国民の経済活動の自立的発展のための政策論

市民社会における個人の経済活動と、その自律的な展開を国家の経済政策

の規準に据える彼の考えは、旧来の領邦国家的な統治論の場合とは異なり、市民の経済活動に対する国家の介入は最小限に抑えられねばならないという主張に帰結する。国家の経済活動への関与は、「個人の力や考えと意欲」が欠如している時のみ認められるのであって、その仕方は自然に逆らうことなく、ただ補助的な措置や教育・育成、障害の除去など目的の必要性に沿った形でなされなければならない (S. 628)。

彼は、この原則を「国家におけるすべての政治・行政活動の礎柱」とみなした。それは国民経済への国家的指導を推進する立場とも、また逆にそれを全く排除する見方とも異なっていた。彼は自身の考えをスミスの見解に重ね合わせる。彼は指摘する。スミスは経済への政府の積極的介入に対して反対の立場をとっている。しかし、彼が重視したのは「国民経済全体」・「諸部門の結合体」の立場である。それ故もし彼が「国家は国民経済全体の営業制度の促進のための指示や措置を行ってはならない」と考えていたと主張するとすればそれは誤っている、と。国民経済には著しく有害な制度や状況が存在し、そのような不正や正義の欠如は除去されねばならない。バウムシュタルクはスミスをこのように理解していた (S. 624, Bem. 2)。

こうして彼の主張は、国民経済に有害な制度や関係の除去と、必要な補助的措置の実施の方向に収斂されていく。まず、生産の要である労働と広義の労働者（自営的階層を含む）のための政策が提起される。すなわち彼らの所有と人身の法的安全への配慮と自由、つまり隷属制の除去である。ついで能力向上のための職業学校など学校制度や生活援助のための金庫、働く子どもの法的規定などが提示された。彼が重視する農業に関しては、産業育成政策として「自由な継承的土地所有」の原則が掲げられ、ゲーツヘル的諸負担（保有変更税、10分の1税、各種貢租や賦役）などの償却による廃止が提起され（無償廃止の方式ではないことに注意）、土地分割禁止や地役権の問題性が指摘された (S. 688ff.)。

加工業と商業に関しても、市民的発展を阻害する障害の除去が要請され、ツunft制・独占制の除去——但し漸次的な廃止——が提起された。国内商業に関しては、独占の廃止と並んで、週市・年市の促進や域内関税の除去が、また対外商業に関する政策としては、「国民的工業の全体」に関わる各種の措置が求められた。彼は重商主義的政策の一挙的廃止には反対する。「商業の自由」は目標とされはしたが、一挙的な実現ではなく、漸次的な接近が望ましいと考えた。バウムシュタルクの主張は、むしろ、より多く「国内的工業制度の保護と優遇および祖国の消費の指導」に重点が置かれていた。

「社会的公的経済論」の第3の観点、「国家経済学」的な財政学に関する論述は多岐にわたっているが、彼がそこで最も重要な規準と考えたのは、「市民的権利」と「国民の福祉」であった。国家の財政政策はその原則にもとづき、それへの侵害を最小限に抑止することにある。彼はスミスの国富論を脚注で引用しつつこう主張した。

そのような観点から見て最大の課題となるのが課税の原則である。この問題は三月革命の憲法草案作成過程で大きな論点となるのであるが、バウムシュタルクはこの時点で次のような原則を提示していた。(a)一般原則。国家市民は資産・状況によって主体的（人的）・客体的（物的）に納税義務を負う。(b)平等原則。すべての国家市民は、資産状態に相応した平等の納税義務を負う。(c)すべての国家市民は、国家の必要を充たすために要するだけの決められた大きさの納税義務を負う。(d)国民経済の原則。すべての国家市民は、それぞれの経済活動における障害が可能な限り僅かとなるような仕方でも課税される。それは国家が適切に活動する市民たちに「可能な限りの法的な自由を、そして諸個人の力と、欠乏のため必要とするような場合には支援を、それぞれ与える義務を負っているからである。税制原則と国民経済的原理との矛盾を可能な限り解消することは、租税制度においても、財政経済の課題なのである」と。

## おわりに

以上、私たちは1848年のプロイセン議会において多数派を占める自由主義者の指導的な論客、バウムシュタルクの市民社会観とそれと密接に関連する経済思想の自由主義的な特質を見て来た。バウムシュタルクと並ぶプロイセン憲法委員会の自由派のもうひとりの論客、ライヘンスペルガーも統治の学としての従来の国家学・官房学から脱却し、「法と秩序の精神」と「自由の精神」との連携を重視し、その視点から「人々の生活」に深く関わる「農業問題」の理論的実地的な解決こそが不可欠と考えた。そのために彼が重視したのは「国民経済学的」な視点であり、そこから導き出された原理が「自由な農業制度」であった<sup>(29)</sup>。

だが、彼ら自由派は同時に変革過程の急進的な展開に対して強く反対し、より徹底した民主的改造を求める民主派と対立した。彼らはその観点から君主制の原則の存続を強く主張し、君主の権力を抑制してより強固な国民主権を重視する民主派や、その急進派である共和主義者に対抗した。憲法委員会における憲法草案の作成過程や、プロイセン国民議会の審議における自由派と民主派とのこのような見解の違い、その対立については別の機会に論じることとしたい。

### 《注》

- (1) プロイセン憲法については、Ernst Rudolf Huber (Hrsg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd. 1, 3. Aufl., Stuttgart u. a. 1978. また高田敏/初宿正典編訳『ドイツ憲法集』信山社, 第8版, 2020年, プロイセン憲法(1850年1月31日) [倉田厚志・初宿訳]。山田晟著『ドイツ近代憲法史』東京大学出版会, 1963年, 第1章三・四も参照。
- (2) 1850年のプロイセン欽定憲法を参考にした明治憲法も第2章で日本国民

(「臣民」)の権利を規定した。小林直樹著『憲法講義』(上)東京大学出版会、1969年(3刷)、75頁、宮沢俊義著『憲法』[新版](経済学全集4)有斐閣、1971年、178頁、初宿正典著『憲法2・基本権』(第3版)、成文堂、2010年、32頁、同著『日独比較憲法学研究の論点』成文堂、2015年、3頁、ほか参照。なお明治憲法制定過程におけるプロイセン憲法の立憲君主制の原理の影響に関しては、深瀬忠一「明治憲法制定をめぐる法思想」野田良之/碧海純一編『近代日本法思想史』有斐閣、1979年、参照。

- (3) Gerhard Anschütz, Die Verfassungs-Urkunde für den preußischen Staat. Ein Kommentar für Wissenschaft und Praxis, 1. Bd., Berlin 1912; Manfred Botzenhart, Deutsches Parlamentarismus 1848-1850, Düsseldorf 1977; Susanne Böhr, Die Verfassungsarbeit der preußischen Nationalversammlung 1848, Frankfurt/M.u.a. 1992. また布田勉「1848年のプロイセン国民議会における憲法委員会憲法草案の部会及び中央部会審査(1)-(6)」『国際文化研究科論集』第3巻~第7巻、1995年~1999年、ほか、参照。基本権の審議については、Rudolf Roske, Die Entwicklung der Grundrechte des deutschen Volkes vom Jahre 1848 und des Titels II. der preußischen Verfassung „von den Rechte der Preußen“ unter besonderer Berücksichtigung des gegenseitigen Verhältnisses, Greifswald 1910, S. 113ff; Otto Dann, Die Proklamation von Grundrechten in den deutschen Revolutionen von 1848/49, in: Günter Birtsch (Hrsg.), Grund- und Freiheitsrechte im Wandel von Gesellschaft und Geschichte, Göttingen 1981; Böhr, a. a. O. また末川清著『近代ドイツの形成 — 「特有の道」の起点 —』晃洋書房、1996年、さらに望田幸男著『近代ドイツの政治構造 — プロイセン憲法紛争史研究 —』ミネルヴァ書房、1977年(2刷)も参照。
- (4) プロイセン議会におけるバウムシュタルクについては、Anschütz, a. a. O., S. 41f.; Ernst Rudolf Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. II, 8. Aufl., Stuttgart u. a. 1958, S. 585; Botzenhart, a. a. O., S. 460f.; Böhr, a. a. O., S. 41f. ほか。
- (5) プロイセン自由主義の歴史的特質に関連して、末川、前掲書、第二部、望田、前掲書、も参照。
- (6) Anschütz, a. a. O., S. 41f.; Huber, a. a. O., S. 585, Bem. 55; Botzenhart, a. a. O., S. 460f., S. 538; Böhr, a. a. O., S. 12, 38, 41 ほか。
- (7) D. ハンゼマン (Hansemann 1790-1865 年) については、Elli Mohrmann, David Hansemann, in: Arbeitskreis Vorgeschichte und Geschichte der Revolution von 1848/1849 (Hrsg.), Männer der Revolution von 1848, Bd. I,

2. Aufl., Berlin 1988, 末川, 前掲書, 第二部Ⅲ, 2, および笹倉秀夫著『近代ドイツの国家と法学』東京大学出版会, 1979年, 第二章第二節, 参照。またバウムシュタルクとともに憲法作成過程で重要な役割を果たしたP. ライヘンスペルガー (Reichensperger) の思想については, 笹倉, 同, 169頁以下。
- (8) Anschütz, a. a. O.; Böhr, a. a. O. ほか。ベルギー憲法に関しては, Günther Franz (Hrsg.), Staatsverfassungen. Eine Sammlung wichtiger Verfassungen der Vergangenheit und Gegenwart in Urtext und Übersetzung, 2. Aufl., 1964, S. 54ff. 清宮四郎訳『ベルギー国憲法』有斐閣, 1955年, 「解説」。
- (9) Huber, a. a. O., S. 585f., Bem. 委員長のヴァルデクも法律を学び裁判官の職にあった。
- (10) Hans Meier, Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre, 2. Aufl., München 1980. 関連して, 河上倫逸著『ドイツ市民思想と法理論』創文社, 1978年, 509頁以下, 海老原明夫「カメラールヴィッセンシャフトにおける『家』——J. H. G. フォン・ユスティの思想を中心として——」(一)~(四)『国家学会雑誌』第94巻7・8号, 9・10号, 第95巻7・8号, 11・12号, 1981年~1982年, とくに(四), 同「ドイツ国法学の『国家学的』方法について」国家学会編『国家学会百年記念・国家と市民』第1巻, 有斐閣, 1987年, 笹倉, 前掲書, ほか。
- (11) Maier, a. a. O., 3. Teil, 1, とくにS. 198ff. この時期のドイツの経済学の展開に関しては, Harald Winkel, Die deutsche Nationalökonomie im 19. Jahrhundert, Darmstadt 1977, I; Thomas Riha, German Political Economy. The History of an Alternative Economics (International Journal of Social Economics, Vol. 12, No. 3/4/5, 1985), 原田哲史ほか訳『ドイツ政治経済学——もうひとつの経済学の歴史——』ミネルヴァ書房, 1992年, 第1~2章, Keith Tribe, Governing Economy. The Reformation of German Economic Discourse 1750-1840, Cambridge etc., 1988; K. Tribe, Strategies of Economic Order, Cambridge, 1995, Chapter 2, 小林純ほか訳『経済秩序のストラテジー——ドイツ経済思想史1750-1950——』ミネルヴァ書房, 1998年, 第2章, Karl Brandt, Geschichte der deutschen Volkswirtschaftslehre, 2 Bde., Freiburg i. Br. 1992/93. 木村周一朗「ドイツ国家学と経済学——カール・ハインリヒ・ラウの『官房学の再編成』を中心に」『成城大学経済研究』第182号, 2008年, 田村信一ほか編著『ドイツ経済思想史』八千代出版, 2009年, 第1章(川又祐)ほか, 原田哲史著『19世紀前半のドイツ経済思想』ミネルヴァ書房, 2020年, とくに第II部第7章, 柳澤治著『転換期ドイツの経済思想』日本経済評論社, 2021年, II。

- (12) Gottlieb Hufeland, *Neue Grundlegung der Staatswirtschaftskunst durch Prüfung und Berichtigung ihrer Hauptbegriffe von Gut, Werth, Preis und Volksvermögen mit ununterbrochener Rücksicht auf die bisherigen Systeme*, Visen/Wetzler 1807. 原田, 前掲書, 第Ⅱ部第7章; 柳澤, 前掲書, 第3章。フーフェラントは, 1790年出版の著書 *Lehrsätze des Naturrechts und damit verbundenen Wissenschaften*, Jena 1790. において市民(個人), 社会, 国家について論じていた。Manfred Riedel, Artikel: *Gesellschaft, bürgerliche*, in: Otto Brunner u. a. (Hrsg.), *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 2, Stuttgart 1975, S. 755. 河上倫逸/常俊宗三郎訳『市民社会の概念史』以分社, 1990年, 60頁も参照。フーフェラントの「国家経済術」についてはとくに原田, 前掲書, 第Ⅱ部, 第7章。
- (13) Ludwig Heinrich Jakob, *Grundzüge der National-Oekonomie oder National Wirtschaftslehre*, 1. Aufl., Halle 1805, Reprint, hrsg. von Bertram Schefold, Hildesheim/Zürich/New York, 2004. Maier, a. a. O., S. 234, 柳澤, 前掲書, 第3章。
- (14) ヘーゲルのこの書物の邦訳は, 三浦和男ほか訳, 未知谷, 1991年, による。また笹倉, 前掲書, 第二章第三節, 篠原敏雄「市民法学の法哲学的基礎——市民社会論と自由の実現——」河内宏ほか編『市民法学の歴史的・思想的展開』信山社, 2006年, ほかをも参照。
- (15) Maier, a. a. O., S. 209f.; Marie-Elisabeth Vopelius, *Die altliberalen Ökonomen und die Reformzeit*, Stuttgart 1968, S. 43f.; Keith, a. a. O., 小林ほか訳, も参照。
- (16) 柳澤, 前掲書, 第4章, 参照。
- (17) バウムシュタルクの履歴に関しては, Kurt Gassen, Artikel: *Baumstark, Gelehrte und Publizisten*, in: *Neue Deutsche Biographie*, Bd. 1, Berlin 1952. プロイセン議会におけるバウムシュタルクの発言に関しては, *Verhandlungen der Versammlung zur Vereinbarung der Preußischen Staats-Verfassung*, Bd. 1-3, Berlin 1848/1849, Nachdruck, Vaduz 1986 (Hrsg. Werner Schubert), 各巻末尾の発言者索引, 参照。
- (18) Böhr, a. a. O., S. 41f. Carl von Rotteck/Carl Welcker (Hrsg.), *Das Staats-Lexikon. Encyklopädie der sämtlichen Staatswissenschaften für alle Stände* も参照。その増補版(全12巻)は1845年から1848年に刊行。
- (19) バウムシュタルクの著作一覧については, Vopelius, a. a. O., S. 148.
- (20) Wilhelm Roscher, *Geschichte der National-Oekonomie in Deutschland*, München 1874, S. 909f.

- (21) Brandt, a. a. O., Bd. 1, S. 81, 208.
- (22) Tribe, *Governing Economy*, p. 205.
- (23) Baumstark, *Kameralistische Encyclopädie*, § 31.
- (24) Adam Ferguson, *An Essay on the History of Civil Society*, New Brunswick (U.S.A.)/London 1980. 邦訳は、天羽康夫/青木裕子訳『市民社会史論』京都大学学術出版会、2018年。青木裕子著『アダム・ファergusンの国家と市民社会。共和主義・愛国心・保守主義』勁草書房、2010年、をも参照。
- (25) Baumstark, a. a. O., § 32, また § 37。
- (26) Ferguson, op. cit., Part III, Section VI, 邦訳 第三部第6章。
- (27) Ferguson, *Versuch über die Geschichte der bürgerlichen Gesellschaft*. Herausgegeben und eingeleitet von Zwi Batscha und Hans Medick. Übersetzt von Hans Medick, Frankfurt a. M. 1986, Einleitung, S. 9. を参照。
- (28) Heiner F. Klemme (ed.), *Reception of the Scottish Enlightenment in Germany*, Vol. 1-7. スコットランド啓蒙主義のドイツへの影響については、Norbert Waszek, *The Scottish Enlightenment and Hegel's Account of 'Civil Society'*, Dordrecht etc., 1988.
- (29) Peter Reichensperger, *Die Agrarfrage: aus dem Gesichtspunkte der Nationalökonomie, der Politik und des Rechts und in besonderem Hinblick auf Preußen und Rheinprovinz*, Trier 1847. 笹倉、前掲書、169頁以下。